

第五十一回国会 衆議院 運輸委員會 議 録 第二十一号

昭和四十一年三月三十日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 古川文吉君

理事 壽原 正一君

理事 田澤 吉郎君

理事 久保 三郎君

理事 浦野 幸男君

理事 木村 俊夫君

理事 高橋 禎一君

理事 松浦周太郎君

理事 泊谷 裕夫君

理事 内海 清君

出席國務大臣

運輸大臣 中村 寅太君

出席政府委員

警視總監 内海 倫君

大藏事務官 佐竹 浩君

大藏事務官 上林 英男君

大藏事務官 和田 正明君

農林事務官 坪井 為次君

運輸事務官 池辺仁太郎君

運輸事務官 小西 真一君

運輸事務官 門 員

運輸事務官 池辺仁太郎君

運輸事務官 小西 真一君

委員外の出席者

運輸事務官 池辺仁太郎君

運輸事務官 小西 真一君

運輸事務官 門 員

運輸事務官 池辺仁太郎君

運輸事務官 小西 真一君

三月二十九日

委員小淵恵三君辞任につき、その補欠として賀屋興宣君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員賀屋興宣君辞任につき、その補欠として小淵恵三君が議長の名で委員に選任された。

三月二十六日

臨時行政調査会及び地方制度調査会の答申に基づき運輸行政の分断反対に関する請願外一件(山田彌一君紹介)(第二九二二号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

○古川委員長 これより会議を開きます。

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。田邊國男君。

○田邊委員 前回の委員会におきまして、運輸省と大蔵省に自動車損害賠償保障法の一部改正につきましまして、関係資料の提出を求めておりますが、本日の委員会にその資料が出ております。つきましては、まずこの資料の説明をしていただきたいと思います。かように考えます。

○坪井政府委員 再保険課長から御説明申し上げます。

○池辺説明員 資料について御説明申し上げます。

資料の「その一」をごらんいただきたいと思っております。一ページの「年度別車種別付保率の推移」でございますが、これはまず各年度の末現在の総自動車両数を算出したしまして、その中から適用除外車両数と自家保障車の車両数を除外いたしました。残りの保険に加入を要する車両数を算出した

しました。次に保険契約車両数を各年度ごとに算出したしまして、これは私どものほうでやっております。再保険関係の契約通知明細書に基づきまして契約車両数を調べまして、その契約車両数を全体の車両数で除したものでございます。これで見ますと、かりに昭和三十一年度を見ますと、この年度におきます付保率は八・九%という数字となっております。

ちなみに三十九年度の車両数を申し上げますと、全部で総車両数が六百九十八万四千八百六十四両、これに對しまして、この中から適用除外をいたしました車両数が二十三万四千六百一両、したがって、保険の対象となります車両数が六百七十五万二千六百五十三両でございます。

これに對しまして保険契約をいたしております車両数が六百三十三万三千九百両、したがって、加入率が八八・九%となったわけでございます。これが一ページでございます。

○田邊委員 車両数はどこに入っておりますか。

○池辺説明員 これは付保率のみを計上いたしました。

○田邊委員 あなたはこの資料を見てしゃべっているのか。

○池辺説明員 この資料の一ページにつきまして御説明しております。

○田邊委員 自動車の数はどこに書いてあるのか。

○池辺説明員 自動車の実数はここに書いてございませぬ。ただ付保率のみを計上いたしました。その次に二ページをごらんいただきたいと思っております。2は、「三十九年度都道府県別車種別付保率」でございます。これは一ページの資料と関連いたしますが、その中の三十九年度の分につきましては、都道府県別に車種別ごとに算出調査いたしました。計上いたしました。

これによりまして、大体車検を要します車両につきましては、ごらんのとおり、おおむね九九%以上の付保率を示しておりますが、軽につきましては、ごらんのとおり七二・九%、一番最下段の数字でございますが、このような付保率を示しております。四十年度の付保率につきまして調査いたしました。これはまだ現在年度途中でございしますので、最近年度といたしまして三十九年度の分を計上いたしました。

次に、三ページをごらんいただきたいと思っております。三ページは、三十九年度の営業用乗用自動車の保険料区分地域別付保率でございます。これはやはり前ページにございました中のいわゆる営業用乗用車の部分につきまして抽出いたしまして、これを都道府県ごとに分けまして、さらにこの(注)の欄にA B C D Eの説明がございますが、これごとに、保険料区分地域別ごとに付保率を調査いたしました。計上いたしました。

次に四ページをごらんいただきたいと思っております。四ページは都道府県別の自賠責代理店数及び同従事職員数でございます。

次に、五ページをごらんいただきたいと思っております。五ページは、事故発生率及び損害率の推移でございます。これは昭和三十一年から昭和三十三年までの分につきまして計上いたしました。三十八年度以降の分につきましては、いまだ最終的に損害率並びに事故発生率が確定しておりませんので、おおむね九五%確定いたしております。昭和三十一年度までの分につきましては計上いたしました。この事故発生率と申しますのは、当該契約年度に支払われた保険金支払い件数を保険の契約件数で除したものでございます。昭和三十一年度は平均〇・二、傷害につきましては平均二・二、合計二・四というパーセンテージを示しております。



十五年まではずっと赤字でありました。この間の赤字が五十九億にのぼるのであります。三十六年、三十七年ころからだんだん……(田邊委員)いま赤字が幾らと言ったが、三十七年まで幾らになるのですか」と呼ぶ。三十五年までの累積額が五十九億であります。

それから次へまいりまして、これは年度別の車種別付加保険料収入の実績でございます。先ほど御説明をいたしましたような付加保険料を、おのおの車種別の契約件数に乘じましたものでございます。それがずっと年度別に計上されておるわけでございます。一番最後の一五ページを繰り込んでみますと、いまのしりが、要するに収入付加保険料として年度別にずっと書いてございまして、それに対して支払事業費が右の欄に書いてあるわけでございます。これはごらんのように当初は若干の黒字が出ておりますが、三十三年度以降は、先ほど御説明いたしましたように、人件費につきましては公務員ベース並みに査定をいたしておりますような関係もありまして、実質的には赤字が立つておるという状況でございます。

それから、次の十二番の査定事務所の従業員数でございますけれども、四十一年三月二十五日現在におきます査定事務所の従業員数は四百六十三名でございます。うち男が三百七十三名、女子が九十名、そのうち二百五十九名が過去に保険会社に勤務していた者でございます。この査定事務所に相当の経験が要することでもございますので、当初損保会社から——もちろん損保会社をやめましてこの査定事務所に行ったものが多かったわけでございます。

その次の十三番は、具体的に査定事務に当たっております自動車保険率算定会におきます査定経費の三十九年度収支でございます。人件費、物件費、本部、査定事務所に分けて計上してありますが、若干の赤字が立っておりますのは主として人件費でございます。事故の件数が多くなりまして、人員増加をいたしました関係上、当初の予算を若干超過しております。これは御存じのよ

うに、算定会の経費は各損害保険会社から会費として支出することになっております。この赤字は四十年度で調整をする、こういうことになっておるわけでございます。

以上、御説明申し上げました。

○田邊委員 いま大蔵省の説明を伺いましたが、この資料の九ページの、年度別収入純保険料と支払保険金の収支実績、これを見ますと、三十五年までに累積赤字は五十九億だ。そしてこの保険契約というものは、契約をしてから支払いまでに約四年間かかる。だから三十七年以降は出ないのだ、こういうお話なんです。契約年度でこれを表現するからそういうことなんです。私が資料をお願いしておる筋というのは、これを一年一年区切って、その期に掛けた保険料と支払った保険金額、こういうものはつきり年度別に私は出せると思ひます。それは銀行局のほうで、皆さんのお手元に資料もあると思ひますが、三十八年、三十九年、四十年、これをひとつ説明していただきたいと思ひます。

○上林政府委員 いま田邊先生が御質問なさいましたのは、ただその年度に保険料収入が入り、その年度に保険金が支払われた、こういういわゆるリトーンベースの数字であらうかと思ひます。それはもちろんございまして、ただ、これは保険実績を判定するにつきまして意味がないと申します。——と申しますのは自動車の台数がどんどんふえて、保険契約がふえておる年度で、その年度に入った収入は必ずしもその年度の保険金に見合っておりませんわけでございます。必ずそういう保険契約がふえておるときには黒字が出るのはあたりまえのことでございます。したがって、保険成績をばつきりいたします意味の収支実績と申しますのは、その年度に契約した収入保険料に対し、それをカバーした支払い保険金が幾ら出たか、こういうのがほんとうの収支実績をあらわすものでございまして、それがここにいたしました年度の別の収支実績というわけでございます。大蔵省はそ

ういう統計の出し方をして、四年後でなければ精算ができない。私のほうの見方は、毎年毎年の収支計算、すなわち保険料と払った保険金額というものの毎年の差を見ていけば、これは必ずわかることなんです。ですから、私の要求していることはそういうことであって、いま保険部長は、四年たなければわからないのだから、一年だけの収支をとつてもそれは実績にはならないのだ、こういう説明をされております。これも私は一つの重要な説明の資料だと思ふ。しかしそれは、契約年度ではどうしてもわからない。だから私の資料要求は、純粋に年度別に純保険料と支払い保険金はどうなつておるか、それを教えていただきたい、こういうことなんです。

○佐竹政府委員 いまおっしゃった点よくわかります。すぐ数字を申し上げるようになりたいと思ひます。

○田邊委員 私の調査によりますと、これは運輸省からも出ておりますけれども、現在の収支というものは相当の黒字を出しておると私は思ふ。ところが、きょうの資料は非常に赤字であるということを確認した資料だけが出ておるわけなんです。その点について私は非常に不満である。と申しますのは、去る三十九年の二月ですか、改定をいたしました、保険料が引き上げられた。最近では、大抵保険料の七七%くらいで保険金が支払われている。ですから銀行局は以前から、われわれとの話し合いの過程においては、もう口を開けばノーロース・ノーペイ、そうなんだ、こういう、被害者保護の立場から損保は非常に誠意をやつておるのだ、こういう話をされておるのですが、私の見るところでは、これだけで相当の黒字が出ておるはずだ。だから、それをこの委員会に謙虚に、すなおに実態を出していただきたい。きょうのこの契約年度の表では、累積赤字が、三十五年までには五十九億あって、そして三十七年においてもまだ三十六億の赤字だと、収支の残に出ております。しかし、その後、三十九年の二月から保険料が引き上げられてから、私は相当の黒字になっておる

と思ふ。私どもは運輸省に強く要請して、今回も保険料の引き下げということよりも、むしろ保険金額の引き上げをすべきである。そして百五十万の保険金額にすべきだということ。今回そういう方向に、この法案が通ればやるということになっておるわけでありまして、それから考えても、非常に赤字が出ておるのだという一面の統計の数字だけを出して、そして委員会でも、かくのごとく赤字でございますというふうな、われわれに錯覚を起こさせるような資料が出るようなことは遺憾であります。私は、最近の、現実に百五十万に保険金額を引き上げるといふその裏には、七七%の保険料で保険金額は支払えるんだという現実をつかんで、百五十万円に保険金額を引き上げたという現実を考えて、その点を銀行局長からもう少し誠意ある返事をしていただきたい。

○佐竹政府委員 どうも、たいへんおしかりを受けます。恐縮でございます。これはこれで、いま保険部長から申し上げましたように、つまり保険料率引き上げ前の姿でございますので、現実に赤字であつたことは間違いない。この赤字であるがゆえに三十九年の二月、いま先生御指摘のように保険料の引き上げが実は行なわれたわけでございます。その後はどうか。これは、その数字が出ておるの、はなはだ申しわけないわけでございます。これは公表して少しも差しつかえないものでございまして、いつでも申し上げますが、ただこの点、年々の収入支出のバランスだけをぐらんになりまして、ほんとうの意味の保険の実態を必ずしもあらわさないという保険部長の説明は、一応御了承いただきたいと思ひます。保険というものはそういうものでございまして、そういうことを頭においていただきたい。——料率引き上げ後において、確かに黒字は出ております。出ておつたからこそ、この際保険金額の引き上げもやれる。ただこれは、じゃどうしてそんなにきつなことをやつておつたのかということかと思ふのでございまして。要するに、引き上げ過ぎたんじゃないかということかと思ひます。ただこれ

は、御承知のように、まだわが国の自動車損害事故の統計が、必ずしもそういう長期観測のデータが十分ない。そこにやはり問題があろうと思ひます。欧米諸国のように相当長期にわたつてこういう統計が立っておりまして、長期バランスに基づく事故率計算もかなり正確に出る。ですから、ある程度、日本の場合にはまだトリアル・アンド・エラーといひますか、遠慮を打つて、次に近弾を打つて、その次に命中するといふようなことをやらざるを得ない。したがつて、実績を常にトリスしながら、もし余裕があればすぐに調整する、料率の引き下げを行なうなり、あるいは保険金の金額を上げるなりやつていかなければならぬ、逆にいえば、もし上げ方が足りない場合はまた調整して上げていかなければならぬ、そういう意味では実は未熟でございまして、その点は御了承いただきたいと思ひます。

そこで、いまの数字の点は、保険部長から御説明いたさせます。

○上林政府委員 ちよつとおしかりを受けましたのでお断り申しますが、この収支実績は、運輸省の先ほどの事故率と統計を一にいたすようなつもりで、同じ考え方で実はつくつたわけでございます。運輸省から出ておりましたのは率で出ておりますが、こちらは金額の実績で出ております。

そこで、先ほど申し上げましたような事情から、三十八、三十九年につきましては、事故が全部出切つておりませんので、完全な事故率があらわれおらないということで、実は平仄を合わせましたためにこういうふうになつたわけでございます。したがひまして、三十八、三十九年度契約につきましても、四十年三月三十一日現在において幾ら支払われたかという数字はございまして、その数字をここで申し上げますと、三十八年におきましては、収支残のところだけ申し上げますと、五十七億ほど黒になつております。また、三十九年度においては百四十八億ほど。九ページのところの収支残のところを書き加えていただければいいと思ひます。三十八年度はプラス五十七億で

ございまして、それから三十九年度は百四十八億でございまして、したがひまして、ずっと当初から集計をいたしますと、この合計額が三百三十六億になつておりまして、逆に百六十九億の黒になつております。ただし、先ほど申しましたように、三十八、三十九年度は、この支払い保険金額は、四十年三月三十一日までに支払われた、あるいは未払いということが確定いたしましたものを計上いたしておりますので、なおその後支払い保険金という金額が加わるべきものでございまして、いまの黒がそのまゝ黒になるとは限らないのでございまして、それにいたしまして、先ほどから田邊先生がおっしゃつておられますように、私どものいろいろな推算の結果では、現行の保険料率では事故率が大体七七％くらいであらうということとございまして、この処理をどうするかということにつきましては、運輸省とも御相談をいたし、保険審議会にもおはかりいたしました。て、保険料は据え置きますが、現在の百五十五万から百五十万に上げる、この法案の御審議をいただきました後お通しいただければ、そういうことをいたしたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○田邊委員 いま保険部長のお話のように、三十八年と三十九年度五十七億と百四十八億の利益が出る。そして三十年から先の累積赤字等を相殺すると、百六十九億の黒字が出ておる。私は、こういうものをすなおに出していただきたい。この統計資料は、非常に赤字の資料だけを出すというのとはおかしいじゃないか。だから、そういうものをやはりすなおに出していただきたい。

そこでもう一つ、これに関連をいたしましてお尋ねをいたしますが、保険料算定にあつては運用収益を見込んであるかどうか、この点を銀行局長に伺いたい。

○上林政府委員 自動車保険の一年契約以下のものにつきましては、これは世界的にもそういう短期保険については金利の概念を導入して保険料を計算いたしております。したがひまして、この

自賠責につきましても、金利の概念を導入しておらないわけでございます。

○田邊委員 それでは、毎年度ごとの運用収益というものは幾らであるか。また、その処分はどういうふうにしておるのか、その点を説明していただきたい。

○上林政府委員 確かに御議論のような点はあるわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、この自賠責保険につきましては、金利の概念は導入いたしておりますが、したがつて、そういうものを加味し、きちんと経理をすべきではないかという議論があることもよく承知をいたしております。ただ、先ほどから申し上げておりますように、この保険のたとえば社費などの計算におきましては、人件費等につきましても公務員ペー

スに査定をし直して計算をし、非常に付加保険料を圧縮いたしております。たとえば普通の民営の自動車保険でございまして、たゞ七％が付加保険料でございまして、自賠責保険では、現在の料率に對する付加保険料の比率は五・六％、六％ぐらいだつたと思ひます。その程度に圧縮もいたしております。そういうことでございまして、これを

保険会社で行ないますときに、手数料も払つておらないということとございまして、そういう面も一つございまして、さらにまた、たとえばこの制度の発足当初におきましては、先ほどから申し上げておりますように、約五十九億にのぼる赤があつたわけでございますが、その補てんも、別にその金利の概念はその中からも考へておらないわけでございます。そういうようないろいろな状態、それを考へまして、現在の段階におきましては、御指摘のように、金利の概念を計算した保険料になつておらないわけでございます。

なお、この点につきましては、いろいろと議論もあることとございまして、いろいろ研究もいたしておりますけれども、こういう制度の特質からいひまして、特にいつも黒字になるというわけでもないわけでございます。赤字になる場合もあるわけでございます。そういうことを一体どう調

整したらいいか、こういう問題は非常にむずかしい問題でございまして、いつも検討はいたしておりますが、不足のままこういうかつかうで運営をされておるといふことでございまして。

○田邊委員 資料のその2の十五ページの年度別付加保険料の収支実績、これを見ましても、三十九年は収入付加保険料が約三十四億、それで、支払い事業費が四十一億、そうしますと、赤字が七億六千万ですか、こういう数字が出ております。そうしますと、三十年以来三十三年度以降三十九年まで、非常な赤字の増大の傾向をたどつておる。それで、事業費が純保険料に食い込んでおる。これは私は非常に矛盾しておるのじゃないか。すなわち、保険会社の経営が非常に散漫である。私は、本来ならば、この付加保険料の中で事業費を払うべき性質のものだと思ふ。ところが、逆に、この事業費のほうがふくれておる。私は、大体損保が、いつも銀行局長が言つておられるように、保険会社は被害者保護の立場に立つてものをやるんだ、こう言つておきながら、実際には保険料よりも事業費のほうが多くなつておる、こういう現実がここに表の上で出ておる。私は、こういうものを見たときに、やはり銀行局というものがもう少しこの保険会社に対する、損保に対する監督指導というものを厳重にする必要があるのじゃないか。この点はどうですか、銀行局長。

○佐竹政府委員 お答え申し上げます。これは実はいまの先生のお話ですと、付加保険料部分の赤字が出たところを純保険料を食つておるのじゃないかというお話でございまして、さうなことはございませぬ。純保険料というものはあくまで純保険料というものとして積み立てて繰り越して行くわけでございますから、そういうものに手をつけるということとはもう厳に禁止されておるところでございます。それじゃこの赤字はどうしたのだというところでございまして、これは一つには、先ほど来話が出ておりますけれども、つまり付加保険料の算定に当たつて、これはまだ発足後日浅いために十分練れてない。ですからある程度トライ

アル・アンド・エラ」的などところでやっておる、つまり付加保険料の査定というものを相当きつ目にやっておる。さっきのお話のように、公務員給与ベースだ、こういう話でございます。現実には保険会社の給料というものはそれよりずっと高いわけでございますから、そこも非常に不公平なことではないかという御指摘もあるかと思うのですが、そういうふうに非常に狭い線を押えてきておる、そういうことがやっぱり赤字を生ずる一つの原因であらう。したがって、そういうものは実績をだんだん積み上げていきまして、そして適正な線にだんだん直していかなくてはならない。したがって、今回もそういう付加保険料の調整ということをやることにしておるわけでございます。現実には保険会社全体としてのいわゆる収支計算と申しますか、損益状態が、それじゃ毎年そんなに赤字を出しているのかということになりまして、それはそういうわけではない。保険会社全体としては決して赤字という経営ではございません。つまり言ってみればほかのところの、自分のかせいだ身銭を切つて自動車のはうへつぎ込んだという見方でもできぬわけじゃないと思ひます。しかし、そういうことはほんとうはよくない。損得なしでいかなくてはなりませんから、そういう意味で、これはできるだけ実績をよく調べて適正な線には正していかなければならない。ただおっしゃるように、一たびきまったらこのワクの中で全部まかなうべきだという御説、これはごもっともだと思うのでございますけれども、もし査定が非常にきつ過ぎますと、十分な活動もできない。そのために本来お客に対するサービスに欠けるところでございます。あつてもならぬじゃないかと私は思ひます。これは決していい案とは思ひません。ですから極力直していきなさいと思ひます。

○田邊委員 私には銀行局長の説明は非常に公式的な説明だと思ひます。と申しますのは、年々自動車は何十万台とふえておるのです。それに伴つて保険手数料というものは非常にふえてくるわけですね。そして銀行局も査定をして、これだけの事業費のために取る手数料というものは大体これだけの金額でいいんだという査定のもとに、これはできた付加保険料なんです。それにもかかわらず実際の支払い事業費というものはそれよりも多い。現状維持なり、車がむしろ減少するならば、私は銀行局長のお話はすなおに伺えます。ところが毎年非常にふえていくのですから、そのふえていくについてはそれだけの財源というものは出ておるわけですね。だからそれに対してむしろ事業費のほうが純保険の中へ食い込んでいくような形の経営というものは、私はどうも損保のこの強制保険に対する扱いというものが公正を欠いておるのじゃないか。そういう点について銀行局長としてもう少し監督をなさると同時に、適正でないのであればこれを一体どういうふうに直していくか、こういう問題も私は当然あると思ひます。その点について局長の御所見を伺ひたい。

○佐竹政府委員 田邊先生の御指摘、まことにとてもと思ひます。あくまで適正な査定をし、適正な事業にしていこうということではなくちやいかぬ。この点はさつき申し上げておりますように、まだ制度が発足して日が浅いために十分熟してないというところは、再三申し上げておるのであります。今回、実はこれを調整しよう——いわゆる社費ということばがあるのでございますが、いわゆる事業費でございますね、その事業費の適正な線をここで正してまいらうというのを実は考へまして、先般も自動車損害賠償責任保険審議会でございますか、その自賠責の審議会にもおはかりをいたしまして御了承を得ておるわけでございます。

○田邊委員 それでは私の質問はこの程度で終わりますが、資料の追加提出の要求をしたいと思ひます。運輸省にお願ひしたいのですが、再保険特別会計の収支実績をひとつ出していただきたい。昭和三十年から三十九年まで。それからもう一つは、再保険特別会計を通じて、被害者保護の立場から見た各損保の成績、すなわち支払いができておるもの、規定どおり保険金が支払われておるもの、そういうものをひとつ出していただきたい。この二つの資料の提出をお願いいたします。

以上をもつて私の質問を終わります。

○古川委員長 久保君。○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○古川委員長 久保君。○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

以上をもつて私の質問を終わります。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

以上をもつて私の質問を終わります。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

以上をもつて私の質問を終わります。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

以上をもつて私の質問を終わります。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

以上をもつて私の質問を終わります。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

○久保委員 答弁者の都合もあるようでありますが、銀行局にこの前お願いした、保険制度というか保険の概要というか、これについての説明は後ほどお願いしたいと思ひます。

以上をもつて私の質問を終わります。



ます。

また、原因について見ますと、いずれもめいてい運転、あるいはわき見運転、あるいは追い越し不適当、あるいはスピードの出過ぎというふうな場合が目立ちますが、一昨年の昭和三十九年に比較いたしますと、若干めいてい運転、スピードの出過ぎというふうなことを原因とする事故は減少しております。

事故を起こしました車種別と申しますか、そういうふうなものについて、昭和四十年年度のもので死亡事故だけについてのある程度の分析をした結果を申し上げてみますと、死亡事故で一番多いものを、起こった状態で見てみますと、自動車運転中というものが全体の一二%、それから自動車に同乗しておるといふふうなものが約一〇%、おもなものでだけ申しますと、原動機付自転車を自分で運転しておるとき、あるいは原付のうしろに一緒に乗っておるといふふうなもの、これが二二%、自転車に乗っておるときが一四%、こういうふうなものが目立つものです。

また原因になった車の種別から申しますと、一番多いのは自家用貨物の三五%余といふふうなものが目立っている。原付について言いますと、一九%といふことで相当高い。以上が事故のおもな傾向と概要でございます。

それから、死んだ場合におきます損害賠償の問題等でございますけれども、これにつきましては、私どものほうも交通相談所等を通じて、できるだけ被害者保護の立場、あるいは加害者側におきましても、これが言い分がある場合におきましては、それらの相談というふうなものに乗って、極力公正な損害賠償が行なわれるようなサセストをいたしているわけでございますが、これにつきましても、御存じのように、深入りをし過ぎますと、弁護士法に抵触する場合もございますし、また、警察という立場からあまり民事問題に深入りすることも適当でございませんで、警察という行政機関においてそういう問題に關与する範囲は非常に狭いわけです。そういう事柄の中で私どもの承知

いたしておりますものを申し上げてみますと、これは数字等は全くございせんので、計数的に申し上げることは困難でございますが、全国的に見まして、死亡事故数の場合は、大体損害賠償額といふものは、現在の自動車損害賠償保障法の百万円にさらに五十万ないし百万を上積みした程度の額から、特異なものにありましては六百万ないし八百万というふうな額を支払っている例もござい

ますが、大体は、先ほど申しました、賠償保障法の百万円の上に五十万ないし百万、さらに二百万程度を上積みしたものが損害賠償額の通例になっているように、私どもは各県からの報告を聞いております。これに對しまして、最近におきます被害者側からの請求といふものは、相当高額なものを請求しているようでもあります。多くの場合、八百万から千二、三百万円ぐらいまでは請求しているようであります。したがって、そういうふうな支払う側の額と要求する額との非常な食い違いと申しますか、格差から、これを近づけるのに相当の日数がかかっており、一年かかってもなお妥結していないという例もあるようでございます。ただ、それがどういふふうな損害賠償額になつていくか、あるいは件数がどうなつていくかといふことにつきましては、私どもは資料を持っておりませんので、ここで御説明申し上げかねます。

次に、負傷の処理でございますが、お話のように、最近の交通事故は多くの場合頭をけがする、いわゆるお医者さんの言う頭部外傷というものが相当多いわけでございます。したがって、救急措置の上でも、脳神経外科あるいはかなり整備した救急病院といふものがあつて、これの医者にかかる、あるいはこういう病院に行くことが最も望ましいのでありますけれども、大都市におきましてもそういう点が必ずしも十分でない。まして地方におきましては、そういう点が、医者も不足し、とりわけ脳神経外科の専門医といふふうなものは非常に少ないわけでございます。したがって、そういうものの手当てが十分にできない結

果、後遺症を残しておるといふふうな例もかなり見受けられるようであります。

大体以上のような状況であります。

○久保委員 大体わかりましたが、いまお話の中で交通相談所というお話がありました。これはどんな性格のものであるか。

もう一つは、救急病院というか、そういうものの指定が、これは厚生省かどこかで、もちろん警察庁には直接関係ないと思うのですが、これは自動車局長に聞いたほうがいいですか。救急病院というか、そういうものの指定はどこの権限で、それがやっておるのか。

それから内海局長には、いまお話がありました交通相談所の機能。それから、安全協会というものが何か中に入って相談に應ずるといふこともやっていると。そのとおりか。そのとおりだとするならば、それはそのとおりか。そのとおりだとするならば、そういうことはいまの制度の中で間違はないかどうか、そういう点ひとつお答えいただきたい。

○内海政府委員 交通相談の問題に關しましてお答え申し上げますが、いま全国各警察署のうち相当数が交通相談所というものを警察署内に置いておりますが、これは、先ほど申し上げましたように、警察という行政機関において行なう交通相談は、たとえばこういう問題は弁護士に相談なさるべきである、あるいはこういう問題については損害賠償保障法という法律があつてといふふうなこと、あるいは交通事故に伴います損害賠償の請求をする場合の方法といふふうなことの、いわゆる法律で定められてあるような知識を非常に知らない人が多いものでございまして、そういうふうなことについて知らせることが、警察という行政機関における交通相談の内容でございまして、いわゆる損害賠償の内容に立ち入る、あるいはそのあつせんに入るといふふうなことは、一切いたしておけません。また、いたすべきでもございせん。

それから、交通安全協会の中に交通相談所を設けております。これは全国全部というわけではございせんが、相当の大都市におきましては交通相談所を設けておりますが、これはいずれも弁護士を委嘱いたしました。これは当然弁護士法に基づき弁護士が行なうべきもので、これは当然弁護士法に基づき弁護士の行為。ただ、その弁護士を補佐いたしました。先ほど言いましたような、交通事故の状況といふふうなものを、弁護士の補佐として、交通安全協会のそういうことに専従しておる人たちが補佐をしてやっておりますが、かりにも民事事件に入る、あるいは弁護士法に規定する内容に入るといふ場合には、必ず弁護士によって行なわれておるわけでありまして、

それから、救急病院の問題につきましては、私からお答えしておきますが、この指定は厚生省が行なうことになっており、具体的には、都道府県におきましては都道府県知事がこれを行なつておる。現在全国で、私どもの承知したしておりますところでは、二千五百の病院が救急病院として指定されておる状況でございます。

○久保委員 いまお話のように、この交通相談所について、用心深い運用といふか、そういうことになっているようでありまして、私は、これが警察の系統にあつたほうがいいのか、あるいはその他のほうにあつたほうがいいのか、いずれにしてもこれは非常に大事な点だと思つております。いま交通事故にあつた者の悩みといふのは、正当な補償を早くもらいたいといふことだと思つております。しかしこれは、自賠責によるものは、今日では死んだ者は最高百万、これはいま内海局長は、その上に上乗せ五十万ないし百万、こういうものがかなり多いといふことであります。われわれの聞いている話では、上乗せはほとんどないのが通例といふふうに考えております。百万の、いわゆる保険金の給付を受けることにさへなかな手間取るのとが多いと思つております。言うならば示談が成立しなれば、法律はそうでないようでありまして、一般の場合は示談の成立がつかぬ場合はなかなかこの規定の百万円ももらえない。ましてや、長い病氣といふことで病院に入つた場合には、これは

ございせんが、相当の大都市におきましては交通相談所を設けておりますが、これはいずれも弁護士を委嘱いたしました。これは当然弁護士法に基づき弁護士が行なうべきもので、これは当然弁護士法に基づき弁護士の行為。ただ、その弁護士を補佐いたしました。先ほど言いましたような、交通事故の状況といふふうなものを、弁護士の補佐として、交通安全協会のそういうことに専従しておる人たちが補佐をしてやっておりますが、かりにも民事事件に入る、あるいは弁護士法に規定する内容に入るといふ場合には、必ず弁護士によって行なわれておるわけでありまして、

たいへんに長くかかって、支払いにも困るというのが多いと思うのです。こういう欠陥を直すのは、どうしても一つの相談をきちんと最後まで見届けてやるような機関が、私は必要だと思うのです。これは、お話があったように、弁護士による仕事の範疇にまで仕事が入り込むという心配は多少あるのですが、弁護士という制度は、われわれもよく知っておりますが、一般の者となれば、弁護士に相談するということはやはりたいへんな勇気が必要だと思うのです。弁護士に相談できるような人は、百万円の保険金などは、きょう請求したらあしたもらえるような身分の人だ、回りにくい話ですが、ところが、そういう人ばかりというか、頭のいい人はわりあい交通事故にはかからない。もともと、前の交通局長は交通事故に故にあったようでありましたが、これは例外だろうと思うのです。今度の内海さんは若いからそういうことはないとと思うのですが、いすれにしても、一般庶民といわれる人が多いですね。そうすると、やはりいまの制度の中だけでもを判断していくには、非常にこの問題はなまじないものがあると思う。ついでには、新しくそういう示談を進める機関、あるいはそこまできかねども、ほんとうに最後までめんどくさいような機関、そういうものを置くべきではなからうかと思うのです。もちろん運輸省では、何か民間のところにすると、自賠責の金を利用するかどうかは別として、これの関連で最近はやりの事業団をつくって相談をしていったらという構想が今までにあったさうであります。今度の大臣になってからあったのかどうかかわりませんが、構想があったとすれば、この構想はいまどうなっているのか、これは運輸大臣からお答えいただいたほうがいいかもしれません。

た被害者を救済するための制度でございまして、で、そういった社会保険的な仕事を営んでいる事業でございまして、これを拡張しまして、被害者救済のためにいろいろと相談業務あるいは立てかえ金とかいったような事業を行なわせようというところで予算要求をしたのでありますが、四十一年度は新設の事業団、公団、そういったものは一切認めないという方針によりまして今回は認められませんでした。われわれとしてはなお事故防止あるいは被害者救済という観点から、さらに今後検討していきたい、きょうに存じております。

○久保委員 いまお話しのように、新しい事業団をつくることについては、政府の方針としていいから来年度はやめた。事業団で運営するかどうかは別として、これは関係の局長さんにお伺いするのですが、交通局長はそういう構想、事業団ということにとらわれる必要はないと私は思うのです。だが、もっと一歩前進した、被害者の立場に立った相談機関を充実していくということは、言うまでもなく必要だと思うのです。そのためには新しいくふうをしなければならぬ、そう思うのですが、警察庁としてはどういうふうに考えられておるか。

それからも一つは、大蔵省の銀行局長は、いや、私のほうは金の出し入れでということではないと思うのです。これは保険を扱うのでありますから、当然これに関連してそういうものが円滑に給付も支払われるということが一番理想的で、そうでなければ効用はないと思うのです。ついでにはいま私からお尋ねしたいのは、交通局長に対するのと同様に、そういう被害者の立場に立った一つの機関というものが必要だと思うのです。どう思うか答えをいただきたい。

○内海政府委員 私どもとしては、先ほども申しましたように、被害者の救済というふうなことは非常に重視いたしておりますので、先ほど説明申し上げましたような意味合いで、警察もそのワケを出ない範囲において極力交通相談に臨む、あるいは交通安全協会の機関によりまして、弁護

士をも委嘱して無料で相談をする、こういう範囲をできるだけ広げるような措置をいましておりませんが、もとより私どもとしては、交通災害にかかった人々が一刻も早く賠償の責任を果たしてもらえるというふうな観点から、そういう示談の成立が円滑に、しかも早くいけるようになるということは非常に望ましいことでございまして、それから、それがどういう方法で、あるいはどういふ形で行なわれるのがいかという点については、私どももいろいろ議論の余地はあると思っておりますが、そういう事柄が円滑に、かつ早急に処理されていくということは必要であらう、かように考えております。

○佐竹政府委員 ただいま交通局長から答弁がございました点、私どもも全く同感でございまして。保険金の支払いがおくれるということは被害者にとつて非常に困るわけでございまして、それも、すっかり当事者間で話がつくまでは金が出ないということでもいかぬと思ひます。その点かねがねいろいろ保険のほうも検討してきて、必ずしも最終的な金額が確定しなくてもある程度内払いでいくとか、そういう便宜の措置をはかるようなくふも、現に行なわれつつあるようでありまして、結局、何と申しまして、いま交通局長のお話のように、当事者間における話が円満に早くつく、これがやはり基本でございまして、そういうものを促進する、円滑に持っていくということのための何かしけつというものが要るのじゃないか。それには先ほど運輸省からお答えがあったような事業団構想というものがはたしていいのかどうか、これは相当問題のあるところだと思ひます。したがって、どういう方式がいいのかはやはり警察当局なり、運輸省なり、あるいは大蔵省なりといったような関係者がそこに十分知恵を持ち寄りまして、一番いい方法を考えていかなければならぬと思ひまして、先生の御指摘非常にごもっともだと思つて、前からわれわれも心がけておりますが、今後とも一そうこの円滑化をはかるように努力をいたしてまいりたい、かように思つてお

つの内容である、私はかように考えますので、今後関係各官庁と緊密な連携をとって、ひとつ適当な方法を考へて推進していきたい。これは久保委員も仰せられるように、私は何も公団とか、そういう名称にとらわれる必要はない、実質的に被害者の救済措置がスムーズに行なわれるようなことができれば、それで目的が達すると思ひますので、公団そのものの名称にこだわる考えはございません。

○久保委員 そこで大臣に重ねて、これは要請であります、いまお話のとおり御意見としても必要であることだし、御自分でもいろいろ考へておられるということでありますから、

〔委員長退席、田澤委員長代理着席〕

せっかくこの自賠責の法案をいま審議中でありますので、私もこの法案を慎重審議せねばならぬと同時に、関連していま申し上げたような点をもう少し充実させるときであろうと思ひるので、せつかくのお話でありますから、できるならばこの会期中、五月中旬までございしますが、会期中といたたいへん長いのでのんびりした話ですが、無理があつてはいかぬから会期中、少なくとも関係各官庁の間でそういうものの討議に入る、およびその国会が終わるころには、續いての実際のプログラム、たとえば六月以降来年の三月までどうやっていくというようなことも、ひとつお考えをいただきたいと思ひます。もちろんその中には、いまおいてにらんでいる警察庁、大蔵省、運輸省、そのほかにあるいは厚生省も入らなければいかぬかもしれませんが、いすれにしても、そういうものをやっていると申すのです。これは当然閣議が何かでもって大臣から御発言いただいて、関係大臣の了承を得れば、あとは事務当局として話が進められるものと私は考へていますので、そういう労をとつてもらいたい、こういうふうにひとつ注文をするわけであります。

それから引き続きであります、交通安全全国民会議というのが、佐藤内閣になつてから二回ほどやられたように新聞では拝見しているのです、

が、これは大体選挙対策、アドバルーンじゃないか。私はそう見ていないが、世間ではそう言っているのです。私は政治家の一人として、まあみんなまじめにものごとは考へていこうと思ひますが、国民会議というのでたくさん関係者を呼んで、それぞれ演説にも何か制限をして、うでなければ、百何十人ぐらいでしょうか、たいへんなものになるので、発言について制限時間なり、制限した人数でおやりになったという。これは運輸大臣の所管ではなくて、総理府の所管だそうでありますが、出でた意見というのはいへん貴重な意見が数多いように漏れ承っているわけであります。中身については私はわかりません。

そこで運輸大臣にお尋ねしたいのは、交通安全国民会議というものが新しい示唆があつて百万円から百五十万円にしたのか。それくらいで、あとは何もないのか。意地の悪い質問かもしれませんが、聞きたい。もともと、そうじゃない、君の言うようなことじゃなくて、たくさん貴重な意見が吐かれたというなら、貴重な意見は何と何があつたかお答えをいただき、續いて、この意見については政府はこう対処した、こう取り上げたというようになお示しただきたいと思ひますが、いかがでしょう。

○中村(憲)国務大臣 この会議は、久保委員が仰せられるような選挙対策というようないいかげんなものじゃないですね。これはやはり各関係の方々に集まり願つて、それぞれの立場から交通安全の対策を検討する会議でございまして、そのあつた角度から出てまいりました意見というものを、あらゆる関係の官庁で取り上げまして、そして事故等の撃滅に努力をしておるわけでございします。具体的にどういふ意見がどう取り上げられたかというところは、私も資料を持ちませんが、それぞあらゆる面にこれは取り上げていっていると思ひます。政府だけじゃなくて民間団体等でも、その場に出てきた意見等それが直ちに実施に移されておるといふようなことも多々あると思ひますが、いま詳細な資料は持ち合わせません

ので、これは担当省とも打ち合わせまして、いつかの機会に御報告申し上げたいと思ひます。

○久保委員 いまのお話でありましたが、それじゃ次に関係の方を呼んでいただきたい、と同時に第一回、第二回の国民議会の結論について、当委員会に報告書を出してもらいたい。こう思ひます。本日のところは交通局長さんはこの程度でけっこうです。次にまたおいでをいただくかわかりませんが、できればさつき申し上げたこの数字は、大体お述べになったのでありますが、もつとこまかい数字があらはれないかと思ひますので、資料として出していただきたい、こう思ひます。それで今度は、さしあたり二、三お尋ねしたいのであります、今度の原付自転車というが、これは再保険にしないようになっておるようだが、何がゆゑに再保険にかけないのか。これは自動車局長ですか、お答えは。

○坪井政府委員 原動機付自転車の車両数は約六百七十万両ございまして、自動車の数とはほぼ匹敵しております。したがって、これを再保険にしますと事務量としても相当膨大なものになりまして、かたがた、自動車について現在再保険を実施いたしましたので、これによつて再保険を通じまして支払い状況が、あるいは査定が適正かどうか、そういったような点についての実態を十分会社別に把握しているところから、原動機付自転車についてはこれらを類推しまして再保険を行なわないで、そういう見通しによつて再保険をしないことになつたわけであります。

○久保委員 結局、その原付をこれから対象にする、一々数の多い原動機付をチェックするといふか、調べるといふか、そういうことがたいへんできかねるから再保険はやめた、こういうふうにとつてよろしいですか、いかがですか。いまの御答弁はそのように聞かせるのだが、そういうことですか。

○坪井政府委員 現在自動車について再保険が行なわれておりますので、そういったものに基づいて大体実態が把握できているということから適正

な運営は行なわれるので、原付については再保険をしないことにした、そういうことでございします。

○久保委員 いまやっている、実際に保険の対象になつてゐるものはすべて再保険になつてゐるから、新たに原付を保険の対象にして再保険せぬでも、いわゆる実態の把握はできる。これはわからぬですね。いまやっているものは再保険でやつてゐるから実態はつかめる、原付は新しく出てきて、これらが前のものがあるから実態の把握にこゝと欠かれないというのは、日本語で解釈する限り、これはちよつとわからぬ。これはわれわれがいろいろなところから話を聞いた結果として、そのほうが真実だと思ひますが、その真実について申し上げることは、これはさつき田澤委員と銀行局長がそれぞれ意見を述べたになりましたが、まあ結論として、今日では、簡単なことばで言う、保険は黒字である、ところが黒字であつて六割を再保険にしたゆゑんのものは、強制保険だからという理屈は別として、危険が非常に多いといふので、六割を再保険に回す。再保険といふのは大体が、そういうことよ。私はしろろとよくわからぬが、そういうことよ。保険会社単独での保険では、非常に危険が多い。だから六割を結局国で再保険してもらつて安全にしていくということ、再保険だと思ひます。大体再保険といふか再共済といふか、そんなものがたくさんございしますが、おおむねそういうことでございまして、国の責任を明確にするために六割を再保険にしたわけじゃないのです。理屈は強制保険だからということ。結局は六割再保険にして残り手元は四割なんだから、それでもまあ黒字になるのです。黒字になるというところは、もうかるということなんです。もうかるなら、この際ついでに数多いし、表面的な理屈はさつき自動車局長が言うようなことで一応つくから、保険会社培養のために再保険はしない、私はいろいろな人から話を聞いてそういうふうにいひ考へてゐるのですが、大きな誤りがござ



いますか。銀行局長、どうです。

○佐竹政府委員 この点につきましては、自動車局長から先ほどお答えがございましたが、それを若干補足して申し上げますと、まさに先生だいま御指摘のように、つまり国が再保険をやるかやらないかということを決めるための一つの基準というものがあろうかと思うのです。こういう場合に初めて国が動く、その基準というのは一体何だろうかということに立ち戻って考えてみなければいかぬということでございますが、これはたまたまいま強制保険ということがございました。しかし、強制保険ということは必ずしも再保険とイコールではございません。現に原子力損害保険のごときは、強制保険でございますけれども、これは再保険をやっておりません。それから世界各國の例、これは久保先生非常に詳しいと思うのでございまして、ヨーロッパ諸國等をごらんになりましても、一國として再保険制度をとっておられるはございません。これはもちろん再保険でございますから、いわゆる再保険ということ、たとえばイギリスのロイズに売るとか、そういうことはございまして、国が出ていって再保険制度をとっているというところは、日本だけでございまして、これはどうしてこういふことになったのか、いろいろ考えてみますと、当時昭和の二十何年でございましたが、日本で自賠責制度を導入して発足しました当座は、被害者の立場からいけば何としてもやっていかなければならぬ、国策としてもやらなければならぬ。しかし何ぶんにもまだ未知の世界であつて、そのままだに放置しておきますと、保険会社のベースとしてうまくいかぬかもしれないという不安が当時の為政者にあつたと思ひます。これはそういう国策としてぜひやらなければいかぬ、しかも非常な未知の世界であつて、リスクなかもよくわからない。保険会社の自由にかかしておいたのじや国策が遂行できないおそれがあるという懸念から、やはり制度が軌道に乗るまではプッシュしなければいかぬ、私はこういう配慮だつたと思うのです。したがって、そ

ういう意味で、今日原付が新たに加えられるということを考えました場合に、御承知のように、自動車保険もおかげさまでかなり軌道に乗つてまいりました。自動車賠償責任保険法の趣旨、法に定める趣旨というものを確実にきちんと実現できる、つまり保険会社の経営にゆだねておいても法の精神は完全に実現できるという見通しを運輸省としてもお立てになつたと思ひますし、私どももそれについて同感でございます。したがって、そういう場合には、国の再保険制度というものが動く必要が実はない。必要がないからこそおとりにならなかつた、こういうふうに思ひます。

○久保委員 やはり銀行局長ともなればうまい答弁をする。感心した。ところがこれは考えてみれば、そういうことをおっしゃるなら、いまある再保険をみなやめたらどうです。何ら支障はない。

○佐竹政府委員 そういうようなお考え方もあろうかと思ひますが、先ほど申しましたように、これは軌道に乗つたとは申しますが、何ぶんにもまだ成立後日なお浅いといううらみ、十分に熟していない。たとえば先ほどの料率計算のお話、田邊先生からいろいろ御指摘がありました。うな、未熟なところがまだどうしても残つておる。ですからこれはもう少しやつていって、將來、おっしゃるやうに何もそういう不安がないということになればおのずから手が引いていくものじやないかと思ひます。しかし、いまはまだどうもその時期にはきていない、こういうことでございまして、御了承願ひます。

○久保委員 制度として時期がきていないなら、原付も再保険すべきが当然です。だから、別にオール・オア・ナッシングというやうな日本人的精神から申し上げているのじやなくて、理屈から申し上げればそういうことにはなりません。一まつ不安があるというならば、やはり原付についても同様再保険にすべきだ。一まつ不安はあるが大体だいじやぶだろからという、何かそこで原付だけ入れないというのはおかしい。それだつたらみんなとつばずして、最悪の場合、何

かできたときはどうするか別な手段を講ずるのが当然だと私は思うのです。これは私が考えてみたところなつたことなものでありまして、それで保険の制度そのものが狂つてきませんかと。自賠責というものが狂つてきませんかと。自賠責という制度がある、そこへ入れないということ、その保険制度に要するものがたくさん残る。だから、自賠責そのものは再保険があるとすれば、完全に必要なくなつたというやうな論拠が立つなら別ですが、いままでの答弁ではまだそこまではないか。手つとり早くいへば、いままでのほのほの原付はめんどうだし、しかも保険のほうも大体順調に運んでいくから、まあ六割再保険せぬでも、保険業者としてはそのほうが有利である、こう解釈したほうがよく通るのじやないか。通りがよいでしょう。

○佐竹政府委員 論理を言いますとほんとうに久保先生のおっしゃるのとおりなんです、私の申ししておることは非常に矛盾しておると思ひます。ただ、これは私もおっしゃるのとおりだと思ひます。すけれども、いまおっしゃつたやうに、ちやうど一つの要する時期にきておるのじやないかという御指摘、これはそういうことかと思ひます。言つてみれば、いまの段階がつまりそういう一種の移行期であつて、過渡期の段階ではないかと思ひます。ですから、おっしゃるやうに、もう要らなくなつたから自動車も何も全部きれたらいいじやないか、これは正論だと思ひますけれども、こういう制度というものはなかなか一朝一夕になにできない、ある程度時間をかけていく、ちやうどいまはその移行期で、両者併存のやうな形ではないかと思ひます。ですから、これから先これがどういふふうになつていくか、これは今後の保険事業の実際の動きというものをよく見きわめて考えていかなければいかぬ

じやないかと思ひますけれども、どうも論理的に多少割り切れない点があるのはおっしゃるとおりであると思ひます。

○久保委員 もっとも、リスクの問題がはつきりまだわからぬということが一つの要素になつてゐるならば、六割再保険というものをと下げるということ、それなら六割でなく、ファイティ・ファイティにするとか、あるいは逆に四分六にするとか、そういう方向で再保険の制度を残すなら、これは全く理屈としても制度としてもわかるわけですが、ところが原付だけ新しく入れますが、こいつはやめまじやうというのは、制度上からいっても制度に穴があく。だれもこれは理解がたい。だから、どうしても簡明直截に保険業者救済の道か、原付の責任保険というものを利用して、保険会社に肥やしをもつてくれようというのか、そういうふうな解釈されてもしかたがないでしょう。どうですか。

○佐竹政府委員 おっしゃるやうな方向でやはり考えていかなければならぬのじやないかと思ひます。ただ先生、これは御承知のように、理外の理が非常にございまして、実際の場合としてこれは取り扱いがむづかしい問題でございまして。詳しく申し上げることもないと思ひますが、それだけに、私どもとしては自賠責法に定められた制度というものが摩滅なく円滑に動いていつておるわけでございます。これを念頭にいたして考えますと、あるいは場合によっては中途はんばな、なまぬるいといったやうなこともある程度あるかもしれないけれども、しかし要は、そういう大目的を円滑に果たすところにあると思ひます。しかし方向としてはおっしゃるやうな点、十分研究をしてまいりたいと思ひます。

○久保委員 これから研究されることはけつこうなんだが、いま法案を出しておりますから、われわれとしてはやはり現実の、出てきた問題として処理せねばならぬ。その場合に、いままでの二人の御答弁では、われわれとしてはどうも納得しが

たいということなんです。これはもつと改良すべき点はたくさんあると思うのです。実際問題として、いまの原付を入れた場合、仕事が非常に繁雑になってやりきれないというふうな意味を言いたいのかも知れませんが、それだったら、再保険そのものもやはりもう一ぺんメスを加える、そういう仕事、実務についてメスを加えるということが私は必要だと思います。

(田澤委員長代理退席、委員長着席)

そういうことは出さないで、さっき申し上げたように、処理の手續として非常に繁雑でかなわぬということをもし言うとするならば、これは全くもつて不届き千萬な言い分だと私は思うのです。もう少し時間もありますから、われわれのようないろいろと対しても、制度上の問題として原付を再保険にしないのは当然であるというところが納得されるように答弁をしていただきたいと思うのです。前回も申し上げたように、保険については私は全くのしろうとであります。いろいろ本を読んだり聞いたりしても、これはなかなかむずかしいですね。むずかしいからまだよく理解してない。理解してないけれども、法案を処理しなければならぬ立場にありますから、もつとわかるような説明をぜひしてほしいし、自動車局長もあれで答弁が終つたような顔をしてはいけません。ちつともあなたの答弁は終わってやらぬ。

きようは時間も時間だからこの辺にして次会ということにしたいと思うのですが、これから聞くことを順序立てて申し上げておきます。ここへ来てからお考えになつてもすぐできることだと思ふのですが、中一日ありますので、審議を円滑にするために一通り申し上げておきます。

一つは、いまの問題、原付は再保険にかけない理由は何か。かけない場合には、どういふ結果、利点が出てくるか、それを説明せよ。これが第一問です。

第二問は、いわゆる保険と共済はいかなる点で違うか。共済の最近の仕事は保険の仕事にだんだん似かよつてきたが、この共済の仕事については

制度的にも検討すべき時期にあるが、銀行局並びに農林省はどう考えているか。

それから保険料の原価、さっき田邊委員から質問があつて、資料によつて答えられたが、その資料ではちよつとしるうとはわかりかねる面があるから、この料率の基礎を、一つの例でいいから、何と何が入つて幾らになり、そのほかにもうけほどの程度あるのか。もうけも入れて、いわゆる公正妥当なマージンというのがあるだろうか。そのマージンというものはどの程度か、そのほか、この保険を扱ふことについて保険業者の利点は何かあるはずだから、その利点は何であるかといふことであります。それは現金の場合もあるし、何かそうでない場合もあるはずですが、それから非常にこまかいことではありますが、離島にも自動車など交通機関がある。それは外へは絶対に出ない。最近ではフェリーボートができたからあるいは出るものもあるが、出ないという島、そういうものはこの一般の料率で同じに取つてゐるのは矛盾はないのか。

それから農村におけるティラー、自動耕うん機といひますか、これはどうして入れたのかその理由。さっきの資料の説明である、ばかであつた数字が出たから何かと思つたら、それは計算上その出ましたという説明でわかつたのだが、あいつうの出されて、もしも説明がなければやはりティラーもこれはたいへんだといふことになるのだが、ティラーでは人が死ぬことはあまりないだろうといふのがみんなの常識になつてゐる。なぜこれを入れたのか。言うならば、この改正にあつては、耕うん機は自家保障といふか、持つてゐる人の民法上の保障に戻したらどうか、こういう考えであります。

それからこれは厚生省になるか、ほかに自動車局、銀行局といふか大蔵省の關係になるかと思ふのでありますが、救急センターといふものを、特にさっきお話があつたように、脳神経外科を中心にした救急センターの設置を考えているかどうか。

それから、そういうものをつくるためには、言うならば、いまの自賠責の保険財政の中で、ランニングコストクミみたいなことで何だかわからないがまあ金があるのだね。これは全部使ひ道は財投のほうに回してゐるという話だが、それはほんとうか。もつともうそれは言わぬだろうが、しかしそれはその前に、交通事故の被害者、さらには進んでは交通事故を起さぬような、いわゆる交通事故対策といふか、そういうものにもつと前向きで使ふべきではないか、そういう構想は今までないかといふこと。

それからこの新しい制度の中で、農協の共済でぜひやらせてくれといふ話が各方面からきてゐるが、これに對して銀行局長はこの前答弁があつたと思うのだが、つきりせぬ。立場上もちろん反対だろうと思うのだが、理屈としてはいわゆる保険と共済の違いに比べると、だからそういう問題だけなのか、それとも別にあるのかどうか。

それから農林省に對しては、共済というのは銀行局が言うような非常に小さい、脆弱なものであるのかないのか。大体資力、信用があるのかないのか。それからその場合には、さっき申し上げたように、共済といふものの性格が変わりつつあるが、農林省としてはどういふふうに考へてゐるか。

大体その辺を申し上げて、あとは当日それぞれ申し上げますが、その辺のことはいまでも答弁できるのだから、時間でありましますから、きようの質問はこの程度で次会に回していただきたいと思ひます。

○古川委員長 次会は明後四月一日、午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後零時三十九分散會

運輸委員會議録第六号中正誤

一 三 三 段行 誤 正 鐵道監督局長

鐵道監督局長